

## 1 廃棄物の区別について

知識の確認のため、下表の廃棄物について、該当する種類に○をしてください。

なお、想定として、全て価値のない不要物(廃棄物)として判断してください。

【ア】 紙くず類		産業廃棄物	事業系一廃	家庭ごみ
ア-1	【印刷会社】から排出される『ミスプリントした紙』は？			
ア-2	【建設業者】から排出される『設計図・契約書』は？			
ア-3	【解体業者】から排出される『解体で出た壁紙』は？			
ア-4	【商店兼住宅】から排出される『店の帳簿・カタログ』は？			
ア-5	【住宅】から排出される『個人事業主の営業用書類』は？			
【イ】 木くず類・草類		産業廃棄物	事業系一廃	家庭ごみ
イ-1	【喫茶店】から排出される『木製の椅子』は？			
イ-2	【商店兼住宅】から排出される『運搬用木製パレット』は？			
イ-3	【事務所】から排出される『社員が剪定した木の枝』は？			
イ-4	【家庭】から排出される『便利屋が剪定した木の枝』は？			
イ-5	【土木工事業者】から排出される『工事現場の刈草』は？			
【ウ】 その他のごみ		産業廃棄物	事業系一廃	家庭ごみ
ウ-1	【事務所】から排出される『クリアファイル』は？			
ウ-2	【事務所】から排出される『陶器製のコーヒーカップ』は？			
ウ-3	【パン屋(製造小売)】から排出される『パンくず』は？			
ウ-4	【美容院兼住宅】の排出される『業務用ドライヤー』は？			
ウ-5	【一般家庭の家庭菜園】から排出される『農薬』は？			

## 2 一般廃棄物収集運搬業の許可の基準について

一般廃棄物収集運搬業の許可申請は、下記の内容に適合しなければ、その申請を許可することができません。許可基準の確認のため、[ ]内の二択の中から正しいものを選んでください。

【廃棄物処理法第7条第5項、同法施行規則第2条の2参照】

- ① 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が[ 困難・不可能 ]であること。
- ② その申請の内容が一般廃棄物[ 処理条例・処理計画 ]に適合するものであること。
- ③ その事業の用に供する施設及び申請者の[ 能力・人材 ]がその事業を[ 的確・丁寧 ]に、かつ、[ 完結・継続 ]して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであ

ること。

- ④ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れる恐れのない〔運搬車・作業車〕、運搬船、その他の運搬施設を有すること。
- ⑤ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足る〔常識・知識〕及び〔技能・車両〕を有すること。
- ⑥ 一般廃棄物の収集又は運搬を〔安全・的確〕に、かつ、〔安心・継続〕して行うに足る〔経理・化学〕的基礎を有すること。

### 3 一般廃棄物収集運搬業の帳簿の備付けや保存について

一般廃棄物収集運搬業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の収集運搬について定められた事項を記載し、保存しなければなりません。これに違反した場合は、①30万円以下の罰金及び②許可が取り消され、かつ、③5年間許可が取得できなくなる可能性があります。

帳簿に係る法令上の義務の確認のため、〔    〕内の二択の中から正しいものを選んでください。

【法第7条第15・16項、同法施行規則第2条の5参照】

- ① 一般廃棄物収集運搬業者の帳簿の記載事項は、一般廃棄物の〔材質・種類〕ごとに、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

収集又は運搬	処分
1 収集又は運搬〔 <u>年月日・重量</u> 〕	1 ~
2 収集〔 <u>内容・区域</u> 〕又は〔 <u>受入先・作業内容</u> 〕	2 ~
3 〔 <u>運搬方法・処分方法</u> 〕及び運搬先ごとの〔 <u>運搬量・処分量</u> 〕	...

- ② 帳簿は、〔事業場ごと・車両ごと〕に備え、〔毎月末・四半期末〕までに、前月中における法令で規定された事項について、記載を終了していなければならない。
- ③ 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の保存は、次によるものとする。
  - 一 帳簿は、〔一年ごと・四半期ごと〕に閉鎖すること。
  - 二 帳簿は、閉鎖後〔3年間・5年間〕事業場ごとに〔保存・公開〕すること。

事前協議にあたり、上記内容を正確に理解し、かつ、収集又は運搬を的確に行う知識及び技能を有することを申し立てます。

あわせて、収集運搬業に従事する従業員に研修・指導を行い、当該従業員が業を的確に行う知識及び技能を等しく有することを申し立てます。

令和 年 月 日

所在地(又は住所) \_\_\_\_\_ 1  
申立者

名称及び代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 2  
(個人の場合は氏名)